

令和 2 年 度

山口県の国土調査



山口県総合企画部政策企画課

目 次

第1	国土調査の概要	1
1	国土調査法成立までの経緯	1
2	国土調査の内容	1
3	国土調査の促進に関する取組	1
第2	地籍調査事業の概要	2
1	事業の内容	2
2	事業の必要性	2
3	成果の利活用	2
第3	山口県における地籍調査の実施状況	3
1	任意方式による調査	3
2	特定計画に基づく調査	3
3	国土調査事業十箇年計画による調査	3
4	地籍調査の進捗状況	3
第4	地籍調査の手順	4
第5	地籍調査関係の手続フロー	5
1	地籍調査事業の流れ	5
2	事業計画・負担金交付申請	5
3	認証事務手続	5
第6	国土調査の事業メニュー	6
1	地籍調査事業の内容	6
2	その他	7
【国土調査参考資料】		
1	地籍調査の歴史	8
2	国土調査の概要	10
	[山口県内で実施された国土調査の概要]	10
	(1) 土地分類調査	10
	(2) 水調査	11
	(3) 地籍調査	12
	① 市町別地籍調査実施状況	12
	② 十箇年計画別実施状況	13
	③ 年度別地籍調査事業量等の推移	15
3	地籍調査事業事務処理手順	16

第 1 国土調査の概要

1 国土調査法成立までの経緯

狭い国土に過密な人口を擁する我が国において、国土の利用の高度化によって、経済の再建を図ろうとする議論が第二次世界大戦直後に有識者の間で行われ、昭和 22 年、経済安定本部に設置された資源委員会において土地調査に関する検討が進められた。

昭和 25 年 5 月 10 日には、経済安定本部に土地調査準備会が設置され、法案の立案等の準備が行われ、翌年 6 月 1 日に国土調査法が制定された。

2 国土調査の内容

国土調査は、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的とする調査で、基本調査、地籍調査、土地分類調査及び水調査に分類されている。

□ 基本調査

地籍調査、土地分類調査及び水調査の基礎とする目的をもって行う地籍調査のための基準点の測量を含む土地及び水面の測量、土地分類調査のための地形、地質、土壌の概況調査、水調査のための観測地点の選定などの調査

□ 地籍調査

一筆毎の土地について、その所有者、地目及び地番の調査、境界の測量、面積の測定などを行い、地籍図及び地籍簿を作成する調査

□ 土地分類調査

自然条件をはじめとし、土地をその利用の可能性により分類し、併せて土地の利用目的に必要な様々な条件を明らかにする目的をもって行う土地利用の現況、土性、土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況、その他の自然的要素、土地の生産力などの調査

□ 水調査

治水及び利水に資する目的をもって行う、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量、用水量、排水量及び水利慣行等の水利に関する調査

3 国土調査の促進に関する取組

国土調査事業の画期的推進を図るため、昭和 37 年に「国土調査促進特別措置法」が制定され、これに基づいて昭和 38 年度を初年度とする第一次国土調査事業十箇年計画が閣議決定された。これまで国土調査事業十箇年計画は 7 回作成されており、現在は、令和 2 年 5 月に閣議決定された第 7 次国土調査事業十箇年計画（計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度）に基づく計画目標の達成に向け、地籍調査等事業が進められている。

第2 地籍調査事業の概要

1 事業の内容

土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、土地に関する権利の基礎となる毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに、境界及び地積に関する測量を行い、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)を作成する事業で、主として市町が実施している。

2 事業の必要性

地籍調査が完了していない地区については、明治20年頃に作成された字限図(分間図)と呼ばれる不正確な見取図的な地図しかないため、一般の土地取引、土地の管理、登記行政及び税務行政等土地に係る各種の施策や事業、生活環境の保全、境界紛争など土地行政の効率化を図るうえで多大な支障をきたしている。

特に本県においては、明治初期の土地調査で山林地の字限図(分間図)が作成されなかったという特殊な事情もあって、山林の境界精通者が減少する中で財産保全上、地図がないことに不安を抱いている土地所有者も多く、地籍調査事業の早期完了が必要となっている。

3 成果の利活用

地籍図及び地籍簿は、国土交通大臣の承認及び知事の認証を受けた後、その写しが県又は市町において保管され、土地に関する基礎資料として、多方面にわたって利活用される。また、地籍図及び地籍簿の写しは登記所に送付され、地籍簿に基づいて土地の登記簿が書き改められ、地籍図の写しは不動産登記法第14条地図として備え付けられることになっている。

【地籍調査の効果】

- ・ 土地の権利関係が明確化されるため、土地取引の円滑化や土地に関する様々なトラブルを防止できる。
- ・ 行政その他の各分野において信頼できる基礎資料となるため、土木事業、土地改良事業、都市計画事業等の計画に利用でき、施工に関する測量経費や時間の節約もできる。
- ・ 災害等によって土地の境界がわからなくなった場合でも、地籍図等により正確に境界の復元ができるため、迅速な復旧工事が可能となる。
- ・ 地籍調査の成果を数値情報化することにより、防災計画や福祉ネットワーク事業などのコンピュータによる多目的利用が可能となる。



第3 山口県における地籍調査の実施状況

1 任意方式による調査

本県では、昭和 28 年から地籍調査事業に着手し、国土調査法制定当時の任意申請方式による調査によって、昭和 31 年までに下関市（旧豊北町）、岩国市（旧周東町）が 20.44 km²の調査を実施した。

2 特定計画に基づく調査

任意方式では事業の進展が不十分であったため、事業の計画的実施のための「特定計画」が策定され、昭和 32 年から逐次実施された。

特定計画では、昭和 37 年までに 9 市町村が地籍調査事業を実施し、790 km²の計画に対し、105.33 km²の調査を実施した。

3 国土調査事業十箇年計画による調査

国土調査促進特別措置法の制定によって昭和 38 年からは、国土調査事業十箇年計画に基づいて地籍調査が行われることとなった。この計画に基づく地籍調査の実施状況は、下表のとおりとなっている。

計画年次	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	達成率 (%)	備 考
第 1 次計画 (S38～44)	1,170	424.12	36.2	和木町、上関町、平生町が全域の調査を完了
第 2 次計画 (S45～54)	2,000	1,043.53	52.2	11市町村が全域の調査を完了
第 3 次計画 (S55～H1)	1,300	685.56	52.7	9 町村が全域の調査を完了
第 4 次計画 (H 2～11)	1,200	567.20	47.3	4 町が全域の調査を完了
第 5 次計画 (H12～21)	952	471.53	49.5	1 市が全域の調査を完了 (合併により 56市町村→19市町へ)
第 6 次計画 (H22～31)	560	278.60	49.8	1 市が全域の調査を完了
第 7 次計画 (R 2～11)	312			

※第 5 次計画以前の 19 条 5 項指定面積…131.82 km²

※第 6 次計画の実施面積には 19 条 5 項指定面積 (5.09 km²) を含む。

4 地籍調査の進捗状況

令和 2 年 3 月 31 日現在の本県における地籍調査の進捗状況は、次のとおりとなっている。

○地籍調査の進捗状況等

	対象面積 (km ²)	実施済面積 (km ²)	進捗率 (%)
D I D※	209.84	87.59	41.7
宅 地	287.93	155.31	53.9
農用地	1,018.25	741.56	72.8
林 地	4,463.52	2,750.38	61.6
合 計	5,979.54	3,734.84	62.5

※D I D…人口集中地区

○地籍調査の実施状況

	市 町 数
全 域 完 了	9 (3市、6町)
休 止 中	0
実 施 中	10 (10市)
未 着 手	0

第4 地籍調査の手順

市が実施する地籍調査は、準備段階から地籍図・地籍簿の作成までの8段階(A～H)の作業工程を経て、知事の認証によって完結する。

事業計画・準備	A工程	地籍調査の実施主体における事業計画の策定及びこれに伴う事務手続
	B工程	関係機関との連絡調整や住民への説明など事業着手のための準備
地籍図根三角測量	C工程	地籍図根測量の基礎とするため、国が全国に設置している電子基準点、一～四等三角点等を基に二次的基準点となる地籍図根三角点を決定するための測量
地籍図根多角測量	D工程	C工程で設置した地籍図根三角点を基礎としてさらに高密度に図根点を設置するための測量
一筆地調査	E工程	土地の現況を把握するため、土地登記簿及び字限図(分間図)を参考に、現地において関係土地所有者等の立会のもとに、毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び境界などを確認する、地籍簿作成の基礎となる調査

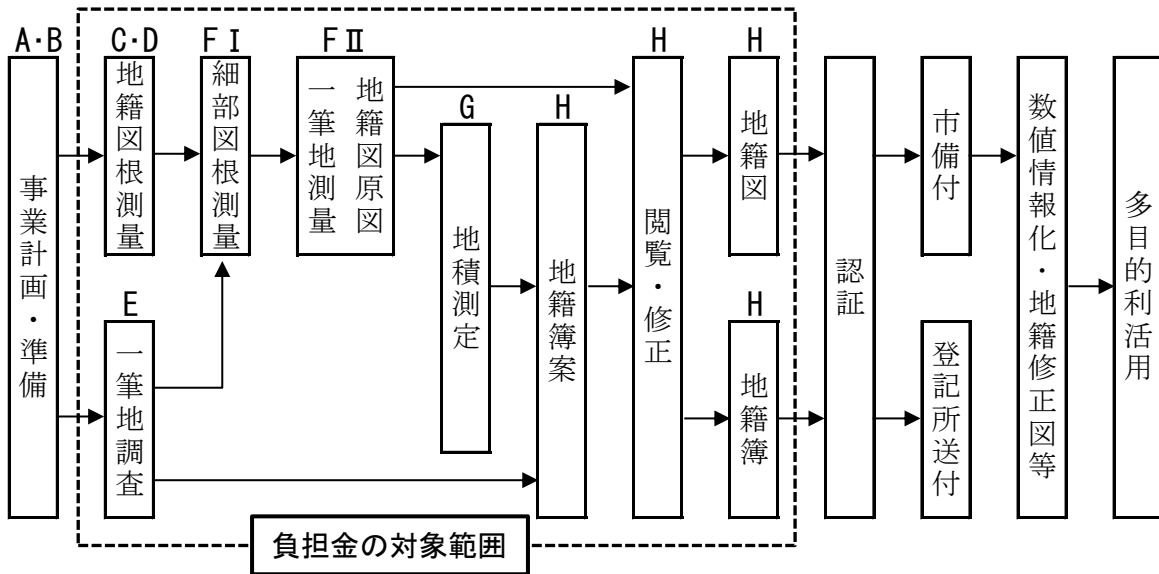
一筆地調査関係の作業手順

- 作業進行予定表の作成；作業区分ごとの進行予定表を作成する。
- 調査図素図の作成；登記所地図に基づいて所要事項を記入した調査図素図を作成する。(現地調査の基礎資料とする。)
- 調査図一覧図の作成；調査図素図の接合関係を明らかにするため実施区域一覧図を作成する。
- 地籍調査票の作成；一筆ごとに登記簿の内容を記載した調査票を作成する。
※作成した調査図素図等は、土地登記簿や登記所地図と照合点検する。
- 地籍調査に関する土地；地籍調査の実施について土地所有者等へ説明する。
所有者等に対する説明会
- 現地調査の通知；現地調査の実施及び立ち合いに関する通知を行う。
- 標札の設置；所有者氏名等を記載した標札を設置する。
- 市境界の調査；市境界を調査し、境界標を設置する。
- 現地調査；現地において、土地所有者等の立会いの上、一筆ごとに所有者、地番、筆界等を調査する。

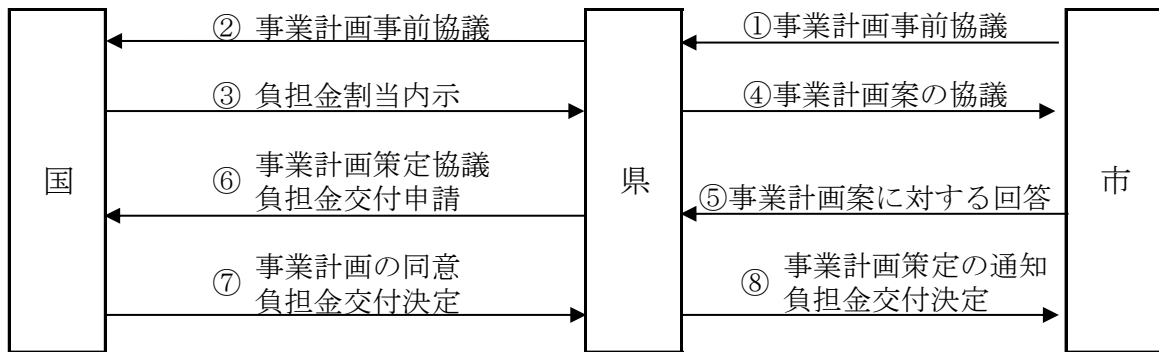
地籍細部測量	F工程	D工程の地籍図根多角点等を基礎として各筆の筆界を測量し、地籍図原図を作成する工程 細部図根測量と一筆地測量からなる。
地積測定	G工程	地籍測量で得られた地籍図原図(数値法の場合は座標値)に基づいて各筆の面積を計算
地籍図等の作成	H工程	地籍図及び地籍簿を作成する最終段階の工程

第5 地籍調査関係の手続フロー

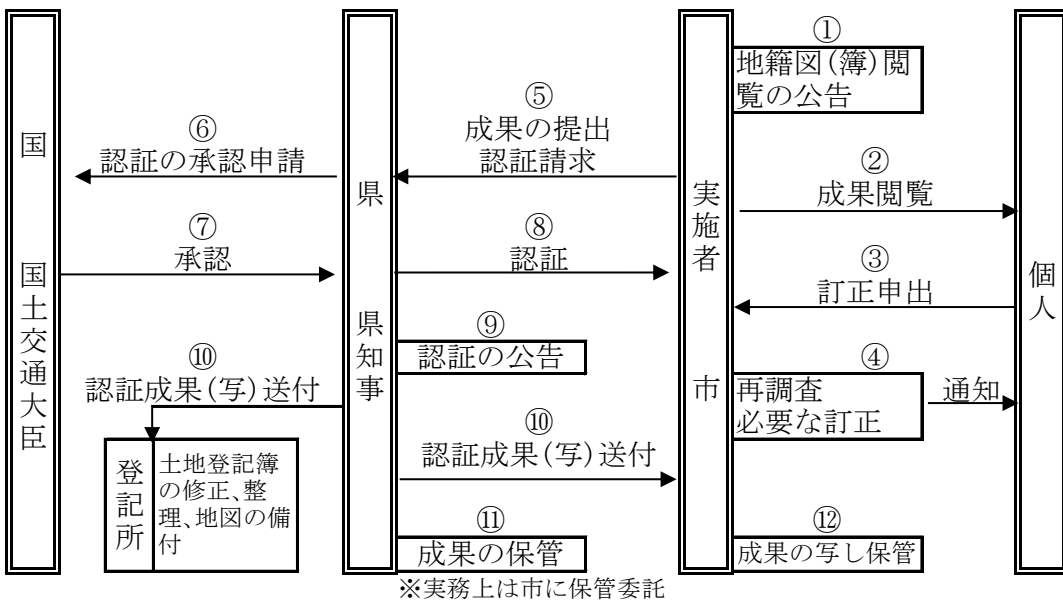
1 地籍調査事業の流れ



2 事業計画・負担金交付申請



3 認証事務手続



第6 国土調査の事業メニュー

1 地籍調査事業の内容

(1) 一般、一般（外注）

地籍調査のうち、一筆地調査については、市町職員が自ら実施するいわゆる「直営」を原則としていたが、平成 12 年度から地籍調査事業の促進を図るため、新規着手・拡充地域、中山間地域等を対象に外注型地籍調査事業が創設され、専門技術者の活用が可能となった。

「一般（外注）」については、当初地域要件が規定されていたが、順次対象が拡大され、平成 18 年度からはすべての地域において活用が図れることとなっている。

(2) 法人への委託（2項委託）

国土調査法の改正により、平成 22 年度から都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができるかと認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に調査の実施を委託することができるようになった。

(3) 概況調査

都市部の地域を対象に土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域の現況とを対照し、その乖離状況を把握することにより、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を実施する場合の問題点を明らかにするもの。

(4) 予備調査

地図混乱地域等、地籍調査実施上困難性の高い地域における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握とその解決を図る等の措置を講ずることにより、地籍調査の円滑な実施に資するもの。

(5) 都市再生地籍調査事業

都市部において、計画的かつ集中的に短期間で地籍調査を完了させるため、平成 14 年度から、市街地緊急地籍整備事業及び都市整備連携地籍調査事業で構成される「都市再生地籍調査事業」が創設された。平成 17 年度からは、基本調査成果活用型及び一般型に改編され、平成 19 年度から更に通常の地籍調査以外のメニューが次のとおり改編されている。

① 官民境界等先行調査

一筆地調査に先行して、官民及び官官境界の一部又は全部の筆界点の調査及び測量のみを実施する調査。その成果は、詳細な調査図素図として後年の一筆地調査に資するとともに、市町村の各種行政計画策定における基礎資料となる。

② 高精度民間成果活用調査

民間開発や都市整備に伴う事業による一定の精度・正確性が見込まれる測量成果等を用い、一筆地調査及び地籍測量を簡略化した簡便な地籍調査を実施する調査。

③ 筆界情報収集調査

一筆地調査の準備作業として、地積測量図等の境界情報を数値化公図に合わせ収集・整理する調査。

(6) 公共事業連携調査事業

国の公共事業実施が予定されている地域において、地籍調査を連携して実施することにより用地取得の円滑化・迅速化を図る。公共工事に先行して計画的に実施。全工程にわたって民間の専門技術者を活用した地籍調査を実施することが可能である。

2 その他

(1) 効率的な手法導入推進基本調査（令和2年度～／実施主体：国）

地域特性に応じた先進的・効率的な手法を活用して調査に役立つ基礎的な情報を整備し、当該手法の活用例を蓄積・普及を図ることを通じて、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図る。（令和元年度まで実施されていた「都市部官民境界基本調査」及び『山村境界基本調査』が改編されたもの。）

○ MMS（モービルマッピングシステム）等活用型

MMSによる計測データ、民間測量成果、公物管理者が保有する情報等の活用により官民境界の基礎的情報を整備。

○ リモートセンシングデータ活用型

空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータを整備

《参考》

- ・『都市部官民境界基本調査』…人口集中地区（DID）又は宅地を中心とする地域のうち、中心市街地など重点的な対応を講ずる必要がある地区において、官民境界（街区の外周）に係る測量等を行い、図面等にまとめる。
- ・『山村境界基本調査』…山村部の高齢化・過疎化が急速に進行している地域における主要な土地境界情報の保全整備するため、山村の境界情報を調査し、土地の概ねの位置、形状を図面等にまとめる。（令和元年度は、「山村部リモートセンシングデータ整備事業」として実施。）
※ いずれも国が実施する調査であり、調査成果は地籍調査における調査図素図に相当し、後続の地籍調査（一筆地調査、官民境界等先行調査）に活用。

(2) 土地分類細部調査

市町村が主体となり、最適な土地の利用を進めるために、土地分類調査の成果をもとにして地形調査、表層地質調査、土壌調査などの調査を行う事業

□ 地形調査

地形を山地、丘陵地、台地、低地に大きく区分し、これらをさらに細区分する。

山地、丘陵地：斜面の傾斜区分などを行い、地すべり地、崩壊地、山麓の崖錐、麓層面などに区分する。

台地：形成年代と高さによって低位段丘、中位段丘などに区分する。

低地：扇状地、谷底平野、氾濫平野、三角州などに区分し、さらに自然堤防、後背低地、旧河道、砂丘、盛土地などに区分する。

□ 表層地質調査

地表から深さ 30m ぐらいまでの地質を堆積岩と火山岩に区分し、硬さの記号表示や岩石名を表示する。

□ 土壌調査

地表から 1.5m ぐらいまでの“いわゆる土”と言われる部分をその成因、形態及び性状に基づいて、山林地域の土壌と農耕地の土壌、未熟土壌（土の部分のないもの）に区分し、さらにこれらを細分化する。

国土調査参考資料

1 地籍調査の歴史

- 第1期 大化の改新における班田収授のための土地調査
- 第2期 天正文禄年間における太閤検地
- 第3期 明治維新における地租改正のための土地調査

わが国において、土地に関する調査が文献に現れたのは、大化2年(646年)で、国司に班田収授のための土地調査を命じたものが最初である。

大化の改新では、従来の土地私有を廃し公有とし、口分田として班給する班田制が敷かれたが、班田制を実施するためには、まず土地を測量しなければならないため、区分された耕地の位置と面積を定める方法として、「何条、何里、何坪」という表現方法が考え出され、区画、測量が行われた(条里坪の制)。

このようにして班給の証拠としての田籍、田図の作成が次第に全国的に進められ、民部省の図籍として編製された。

この大化の改新による土地公有の原則は、900年代に入ると、田地の不足を緩和するための開墾が奨励され、開墾地の私有を認めることによって崩れはじめ、その結果、貴族や社寺による大土地所有が進展し、荘園制が発達するようになっていった。

さらに、近世の封建社会に入ると、群立する封建領主の財政が農民の貢租(現在の固定資産税)に頼っていたことから、必然的に耕地面積と収穫高を正しく調査すること、すなわち検地が最も重要な仕事となっていったわけである。

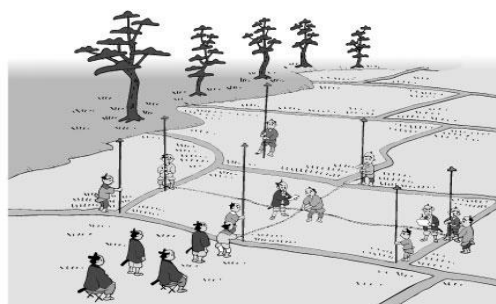
例えば、鎌倉幕府では農民から田文(たぶみ:土地台帳)を、織田信長は土地の領主に命じて指出(さしだし:土地台帳)を提出させていた。

豊臣秀吉にいたっては、これまでの荘園勢力を解体させる目的を持って、農民に耕作権を与える一方で農民を土地に固定化するために、太閤検地を挙行している。

太閤検地は、全国的に丈量単位を統一し実施したことに大きな意義があるとされている。

徳川時代に入ると、幕藩体制の確立とともに、村落の統一が全国的に進む中で、各村々で村絵図が作成されたが、その技術にはかなりの優劣があった。

検地では地引帳(土地の一筆ごとに字、番号、地目、地種、持ち主等を列記したもの)とその付属図面としての地引絵図を検地奉行に差し出していたが、この地引絵図には、田畑(一筆ごと)や山、川、道、隣地、村界等の実際の形が記載され、それに地積等の詳細が書き込まれていた。



この時代の各土地の測量は「十字法」(不整形の土地など各区画を、現地でその出入りを平均して長方形にみたと、タテとヨコの長さを測って面積を算出する方法)という測量方法がとられており、現在から見ると誠に不正確なものであったと考えられる。

幕府が崩壊し、明治に入って、版籍奉還、廃藩置県等多くの改革が行われた中で、明治5年には、従来禁止されていた地所永代売買禁止令が解禁(太政官布告)され、翌明治6年に地租改正条例が布告(太政官布告第272号)された。

この地租改正により、従来の村単位での物納による貢租が、個人単位でお金による納入に改められるとともに、農民の私的土地所有と、地券授与による土地の自由売買が認められることとなった。

土地取引による所有権の変動は、発行した地券の裏書きによって、当時の収税庁（現在の税務署）に届け出をし、収税庁に備えられた土地取調基帳にその変動が記録されていた。

地租改正条例の発令によって、導入された新しい納税制度に対処するためには、土地の面積、位置関係、地番等を明確にする必要があったため、丈量の基準を一反は 300 坪とするなどを定め、明治 8 年から土地の調査、丈量の作業に入っていた。

さらに、調査の方法として市街地、山林原野に区分して調査の細目が定められ、各県に布達を流し、各県においてはこれを受けた条例を作り、地租改正を進めていくことになり、その結果として「野取台帳」と「野取絵図」が完成した。

この野取絵図は、明治 10 年を中心に全国的に調整されており、その方法は各人に一筆ごとの形状を書いた一筆限図を作成させ、それを寄せ集めて一字の限図として、さらにこれを集め、一村の限図として作成されているものである。

当時の土地丈量の方法には、十字法、三斜法、分間略記法などがあったが、一般には十字法が多く用いられていたようである。

この野取絵図は、通称ではその形状から「団子図」、あるいは話し合いによってできたということから「談合図」などと呼ばれ、地形的に信頼度の低い図面ではあるが、土地について地番の付された最初のものであり、現在でも登記所に備え付けられている字限図（分間図）の基礎となったものである。

しかし、この野取絵図は、現地と不突合のものが多く筆界紛争が多発し、より正確な図面を作成する必要に迫られることになり、再び全国的な事業として現地をなるべく正確に丈量し、作図したうえ、面積も図上法で測量することとなり、先ず、明治 17 年にこれまでの地租改正が改廃され「地租条例」が発せられた。

これを受けて明治 20 年 6 月「地図更正の件、町村地図調製及び更正手続」が布達され、再び全国で地押調査及び丈量の作業に入っていた。

このようにして、完成した地図は、一間を 6 尺とし、縮尺は一間を一分として地図を作成（縮尺六百分の一）したので、通称「分間図」と呼ばれるようになった。

この分間図は、分見略器という現在の平板測量に近いもので、土地の一筆ずつを測量しながら、字の区域毎にまとめて字限図をつくり、さらにそれを村単位にまとめて村限図を作成したものであり、精度は現在に比べ劣っているものであるが、内容的には、当時の市街地、準市街地は竹尺で測られたので、かなりの高精度を保ち、農耕地域については、縄尺で測られたためやや精度は落ちている。

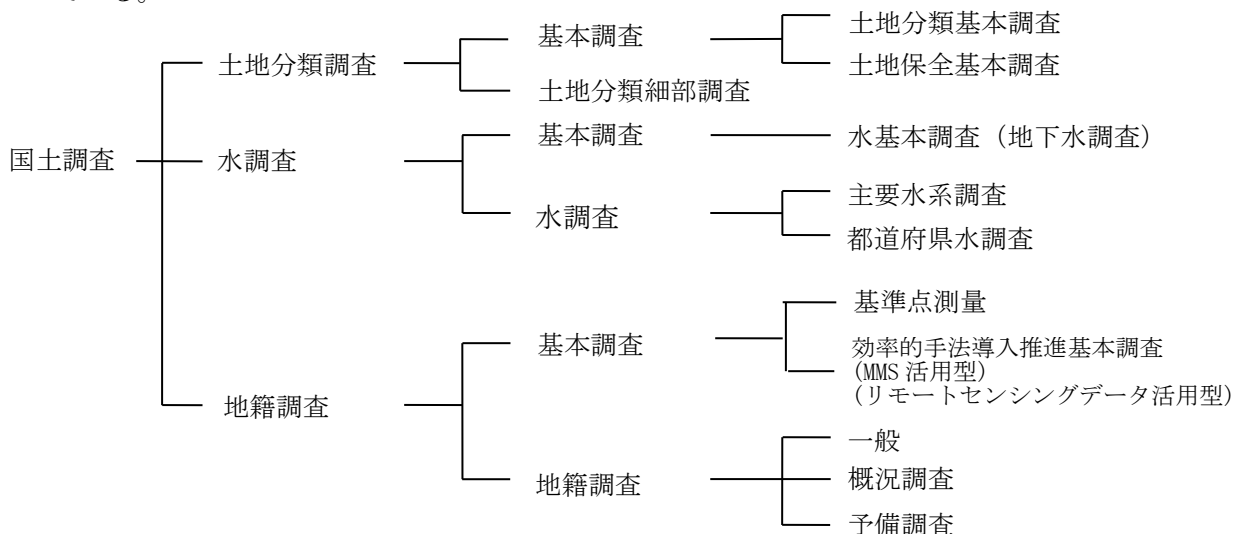
ただし、地押調査については地主総代、戸長、村長、収税官吏の立ち会いによって、なされていることから、その位置関係や形状についての信頼度は原則的に高いものとして評価されている。

なお、山林原野についてはおおむね耕地と同様な方法によって丈量するとされているものの租税徴収の目的から、また、丈量難、複雑な地形等が重なって依然見取り図的なものが多いとされている。

2 国土調査の概要

国土調査の体系

国土調査は、土地分類調査、水調査及び地籍調査に区分されており、その概要は次のようになっている。



【山口県内で実施された国土調査の概要】

(1) 土地分類調査

① 縮尺 20 万分の 1 の土地分類基本調査

早急に国土の自然条件等の概況を把握し、地域区分の基準等を設定するための調査で、各都道府県の区域毎に実施し、昭和 42 年度から 53 年度にかけて全国の調査を完了している。

調査機関	国	調査年度	昭和47年度	調査図幅	山 口 県
成果品	(1) 地図	本 図		関 連 地 図	
		地形分類図	起伏量・谷密度図、傾斜区分図		
		表層地質図	垂直的分類図		
		土壌図	土壌生産力可能性等級区分図		
		土地利用可能性分級図 (土地利用現況図)			
		土地利用可能性分級図			
	(2) 簿冊	土地分類図付属資料			

② 縮尺 5 万分の 1 の土地分類基本調査

土地分類調査の基準設定のための調査で、全国土の自然条件を代表する 51 地域に区分し、昭和 29 年度から 47 年度にかけて調査を完了している。

調査機関	国	調査年度	昭和44年度	調査図幅	防 府
成果品	(1) 地図	本 図		関 連 地 図	
		地形分類図	傾斜区分図、水系・谷密度図		
		表層地質図			
		土壌図			
	(2) 簿冊	上記図葉に対する説明及び諸統計			

③ 縮尺 5 万分の 1 の都道府県土地分類基本調査

昭和 44 年 5 月に閣議決定された全国総合開発計画に対応して、同計画の大規模開発プロジェクト等の対象区域を包含する地域を調査単位として、昭和 47 年度から 54 年度にかけて、県域 5,683 km² について調査を実施した。

調査機関	山口県	調査年度	昭和47～54年度	調査図幅	29図幅
成果品	(1) 地図	本 図		関 連 地 図	
		地形分類図	傾斜区分図、水系・谷密度図		
		表層地質図	土地利用現況図、開発規制図		
		土壌図			
	(2) 簿冊	上記図葉に対する説明及び諸統計 「総論」			

[土地分類基本調査（山口県）の実施状況]

図 葉 名	年 度	面積 (k m ²)	プロジェクト名	事業費 (千円)	国費 (千円)	県費 (千円)
小郡・宇部東部	47	473.74	周防灘開発	4,203	2,802	1,401
厚狭・宇部	48	441.46	周防灘開発	4,563	3,042	1,521
小串・安岡・西市	49	761.58	長北農業開発	8,793	5,862	2,931
阿川・仙崎・萩・相島 ・見島・山口	50～51	903.92	広域観光 レクリエーション計画	8,772	5,848	2,924
須佐・飯浦・徳佐中・ 津和野・長門峡	51～52	1,063.63	大規模林業開発	11,790	7,860	3,930
徳山・光・大竹 柳井・室津・青島	52～54	1,056.40	大規模自然保護 自然的レクリエーション 計画	11,640	7,760	3,880
鹿野・津田・久賀・柱 島・岩国	53～54	982.40	大規模林業開発 自然的レクリエーション計画 大規模自然保護	10,290	6,860	3,430
総 論	54			10,410	6,940	3,470
計		5,683.13		70,461	46,974	23,487

④ 土地保全基本調査

国土保全計画の策定等に資するため、土地分類調査の成果をもとに自然条件や自然災害の
素因等土地保全に関する各種の資料を再編、分析し、取りまとめる調査

調査機関	国	調査年度	昭和53年度～（山口県：平成9年度）	
成果品	(1) 地図	本 図		関 連 地 図
		自然環境条件図	平均気温・降雨量分布図	
		土地利用等現況図	人口密度階級分布図	
		災害履歴図		
		自然文化財分布図		
		土地保全基本図		
	(2) 簿冊	付属説明書、付属資料		

⑤ 土地分類基本調査（土地履歴調査）

自然災害等に対する土地の安全性に関連して、過去からの土地の状況の変遷に関する情報
を整備するとともに、各行政機関が保有する災害履歴情報等を幅広く集約し、総合的な地図
情報として提供するための調査。

調査機関	国	調査年度	平成22年度～（山口県（山口・防府）：平成27年度）	
成果品	(1) 地図	土地状況変遷情報		災害履歴情報
		自然地形分類図	災害履歴図	
		人工地形分類図 土地利用分類図		
	(2) 簿冊等	災害年表・災害関連情報		
		調査説明書、調査成果図GISデータ		

(2) 水調査〔主要水系調査〕

治水及び利水に資するため、主要水系を対象に、流域内の水文、利水、治水等に関する既存
資料を収集整理し、取りまとめる調査

調査主体	国
調査年度	昭和45年度～46年度
調査水系	西中国主要水系（一級水系） 斐伊川、江の川、高津川、太田川、 小瀬川 、 佐波川 、芦田川
成 果 品	利水現況図及び調査票

(3)地籍調査

① 市町別地籍調査実施状況

(令和2年3月31日現在)

区分	市町名	実施年度	要調査面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	残面積 (km ²)	進捗率 (%)
全 域 完 了 市 町	光市	S41～H5	88.62	88.62	0.00	100.0
	柳井市	S42～H18	140.05	123.09	16.96	87.9
	山陽小野田市	S46～H27	129.93	129.68	0.25	99.8
	周防大島町	S35～S57	138.09	138.09	0.00	100.0
	和木町	S38～S42	10.00	10.00	0.00	100.0
	上関町	S32～S44	34.69	34.69	0.00	100.0
	田布施町	S56～H4	50.42	50.42	0.00	100.0
	平生町	S32～S41	34.59	34.51	0.08	99.8
	阿武町	S33～S50	104.84	104.84	0.00	100.0
全域完了計			731.23	713.94	17.29	97.6

区分	市町名	実施年度	要調査面積 (km ²)	調査済面積 (km ²)	残面積 (km ²)	進捗率 (%)
実 施 中 市	下関市	S28～	703.79	500.64	203.15	71.1
	宇部市	H5～	280.10	80.82	199.28	28.9
	山口市	S45～	980.93	255.72	725.21	26.1
	萩市	S43～	692.54	664.84	27.70	96.0
	防府市	S40～	188.66	144.29	44.37	76.5
	下松市	H15～	82.55	14.88	67.67	18.0
	岩国市	S30～	842.26	786.00	56.26	93.3
	長門市	S45～	357.31	237.25	120.06	66.4
	美祢市	S57～	472.64	224.19	248.45	47.4
	周南市	S36～	647.53	112.27	535.26	17.3
実施中計			5,248.31	3,020.90	2,227.41	57.6
総合計			5,979.54	3,734.84	2,244.70	62.5

※要調査面積は、全面積(H30.10.1時点:国土地理院公表)から国有林及び公有水面等を除いた面積。

※調査済面積には、地籍調査実績以外に19条5項指定分による調査面積を含む。

※柳井市、山陽小野田市及び平生町は、緊急地域(調査対象地域のうち、境界トラブルが生じる可能性が低い大規模国有地等を除く地域)の全域について調査を完了。

② 十箇年計画別実施状況

(単位:km²)

市町名	実施年度	任意申請 (S28~31)	特定計画(S32~41)			1次計画(S38~47)			2次計画(S45~54)			3次計画(S55~H1)			4次計画(H2~11)			5次計画(H12~21)		
		実績	計画	実績	累計	計画	実績	累計	計画	実績	累計	計画	実績	累計	計画	実績	累計	計画	実績	累計
下関市	S28 ~	18.72	215.00	13.94	32.66	126.11	6.64	39.30	113.41	7.80	47.10	203.25	109.19	156.29	229.55	114.54	270.83	157.23	122.31	393.14
宇部市	H 5 ~				0.00			0.00	92.48		0.00	84.34		0.00	80.60	28.23	28.23	91.14	29.06	57.29
山口市	S45 ~		73.30		0.00			0.00	224.57	22.44	22.44	76.12	3.17	25.61	161.90	63.71	89.32	142.09	77.08	166.40
萩市	S43 ~				0.00	90.20	20.56	20.56	533.98	455.20	475.76	124.69	102.09	577.85	40.20	26.98	604.83	59.93	32.60	637.43
防府市	S40 ~				0.00	51.92	33.84	33.84	48.06	32.21	66.05	52.96	27.57	93.62	32.24	14.58	108.20	37.34	18.34	126.54
下松市	H15 ~				0.00			0.00	30.00		0.00	52.99		0.00	15.00		0.00	20.00	5.12	5.12
岩国市	S30 ~	1.72	119.70	37.18	38.90	529.61	173.69	212.59	253.34	200.57	413.16	238.95	181.78	594.94	194.93	115.73	710.67	98.06	40.06	750.73
光市	S41 ~ H 5				0.00	33.05	21.26	21.26	39.64	37.84	59.10	33.05	19.51	78.61	12.58	9.51	88.12			88.12
長門市	S45 ~		32.10		0.00			0.00	179.62	93.28	93.28	108.55	22.49	115.77	105.01	41.76	157.53	54.72	42.72	200.25
柳井市	S42 ~ H18				0.00	12.30	7.04	7.04	132.66	8.86	15.90	73.90	72.16	88.06	51.54	31.29	119.35	19.62	3.42	122.77
美祢市	S57 ~				0.00			0.00			0.00	32.24	40.17	40.17	123.80	58.37	98.54	135.18	68.89	167.43
周南市	S58 ~		102.24	4.79	4.79	52.60	2.41	7.20	70.26		7.20	118.68	35.33	42.53	117.49	35.18	77.71	123.45	20.21	97.92
山陽小野田市	S46 ~ H27		54.40		0.00	38.69		0.00	108.06	63.98	63.98	47.25	28.62	92.60	25.25	17.52	110.12	13.24	11.72	121.84
周防大島町	S35 ~ S57		60.49	3.49	3.49	87.71	48.39	51.88	87.92	83.72	135.60	3.35	3.35	138.95			138.95			138.95
和木町	S38 ~ S42				0.00	10.10	10.00	10.00			10.00			10.00			10.00			10.00
上関町	S32 ~ S44		24.17	13.41	13.41	20.35	21.09	34.50			34.50			34.50			34.50			34.50
田布施町	S56 ~ H 4				0.00			0.00	49.54		0.00	49.68	40.13	40.13	9.91	9.80	49.93			49.93
平生町	S32 ~ S41		34.60	18.60	18.60	14.20	15.60	34.20			34.20			34.20			34.20			34.20
阿武町	S33 ~ S50		74.00	13.92	13.92	103.10	63.60	77.52	36.46	37.63	115.15			115.15			115.15			115.15
計		20.44	790.00	105.33	125.77	1169.94	424.12	549.89	2000.00	1043.53	1593.42	1300.00	685.56	2278.98	1200.00	567.20	2846.18	952.00	471.53	3317.71

② 十箇年計画別実施状況

市町名	実施年度	6次計画(H22～R1)			7次計画(R2～11)		
		計画	実績	累計	計画	実績	累計
下関市	S28 ～	125.12	49.82	442.96	50.86	0.00	442.96
宇部市	H 5 ～	26.17	14.97	72.26	15.01	0.00	72.26
山口市	S45 ～	96.70	44.36	210.76	56.18	0.00	210.76
萩市	S43 ～	52.13	25.33	662.76	7.69	0.00	662.76
防府市	S40 ～	29.03	17.75	144.29	17.93	0.00	144.29
下松市	H15 ～	22.82	9.76	14.88	13.93	0.00	14.88
岩国市	S30 ～	35.37	29.59	780.32	31.50	0.00	780.32
光市	S41 ～ H 5			88.12			88.12
長門市	S45 ～	45.49	28.70	228.95	27.47	0.00	228.95
柳井市	S42 ～ H18			122.77			122.77
美祢市	S57 ～	87.37	33.24	200.67	58.48	0.00	200.67
周南市	S58 ～	32.42	12.61	110.53	32.95	0.00	110.53
山陽小野田市	S46 ～ H27	7.38	7.38	129.22			129.22
周防大島町	S35 ～ S57			138.95			138.95
和木町	S38 ～ S42			10.00			10.00
上関町	S32 ～ S44			34.50			34.50
田布施町	S56 ～ H 4			49.93			49.93
平生町	S32 ～ S41			34.20			34.20
阿武町	S33 ～ S50			115.15			115.15
		560.00	273.51	3591.22	312.00	0.00	3591.22

③ 年度別地籍調査事業量等の推移

◇ 任意方式(昭和28～31年度)

年度	28	29	30	31	計
実施市町村数	1	1	2	2	
計画面積(km ²)	0.19	3.15	8.05	9.05	20.44
実績事業費(千円)	95	973	2,509	2,873	6,450

◇ 特定計画(昭和32～41年度)

年度	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	計	累計
実施市町村数	5	5	6	7	8	8						
計画面積(km ²)	8.20	42.28	79.66	90.64	90.70	86.05	94.47	98.00	99.00	101.00	790.00	
実績面積(km ²)	9.50	11.10	11.84	14.60	24.52	33.77	-	-	-	-	105.33	125.77
実績事業費(千円)	2,815	3,496	3,939	4,639	8,206	14,844	-	-	-	-	37,939	44,389

□ 第1次十箇年計画(昭和38～47年度)

年度	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	計	累計
実施市町村数	10	12	11	14	15	16	17					
計画面積(km ²)	44.31	73.95	105.75	131.14	142.15	150.43	140.25	131.08	128.54	122.40	1,170.00	
実績面積(km ²)	40.77	52.38	44.90	63.39	63.15	77.16	82.37	-	-	-	424.12	549.89
実績事業費(千円)	17,014	26,637	27,611	34,146	41,958	52,140	60,420	-	-	-	259,926	304,315

□ 第2次十箇年計画(昭和45～54年度)

年度	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	計	累計
実施市町村数	17	20	21	21	20	18	15	12	13	14		
計画面積(km ²)	93.41	123.25	153.75	179.97	209.72	240.06	249.90	249.81	250.18	249.95	2,000.00	
実績事業量(km ²)	93.42	108.39	119.45	134.96	120.54	116.38	94.36	83.49	84.09	88.45	1,043.53	1,593.42
実績事業費(千円)	78,519	96,837	128,505	169,704	182,364	219,162	199,710	197,988	225,048	277,770	1,775,607	2,079,922

□ 第3次十箇年計画(昭和55～平成元年度)

年度	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	計	累計
実施市町村数	15	15	15	15	15	14	15	15	17	17		
計画面積(km ²)	79.16	86.18	78.10	82.58	113.43	138.72	151.53	183.23	192.89	194.18	1,300.00	
実績面積(km ²)	79.56	77.80	72.04	60.17	64.22	64.68	66.20	71.90	65.47	63.52	685.56	2,278.98
実績事業費(千円)	273,270	276,162	312,846	277,602	267,972	307,445	351,940	349,652	343,440	341,000	3,101,329	5,181,251

□ 第4次十箇年計画(平成2～11年度)

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計	累計
実施市町村数	19	19	21	22	22	24	23	24	24	23		
計画面積(km ²)	68.95	87.51	97.30	118.11	118.42	120.71	127.23	142.54	155.76	163.47	1,200.00	
実績面積(km ²)	69.24	64.54	55.37	60.49	59.95	55.38	51.25	52.73	48.32	49.93	567.20	2,846.18
実績事業費(千円)	346,920	344,520	361,134	451,330	524,020	549,588	630,090	727,140	715,660	736,870	5,387,272	10,568,523

□ 第5次十箇年計画(平成12～21年度)

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	計	累計
実施市町村数	25	27	26	27	25	19	15	14	12	11		
計画面積(km ²)	50.25	49.13	71.95	90.20	103.75	113.85	110.96	117.47	124.53	119.91	952.00	
実績面積(km ²)	49.30	47.37	47.98	55.84	51.02	48.99	46.25	44.88	41.18	39.04	471.53	3,317.71
実績事業費(千円)	734,320	742,750	733,250	782,330	695,420	719,100	690,170	690,490	671,170	631,573	7,090,573	17,659,096

□ 第6次十箇年計画(平成22～令和元年度)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	計	累計
実施市町村数	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10		
計画面積(km ²)	40.34	52.68	57.52	53.22	53.08	54.51	61.29	62.76	62.31	62.29	560.00	
実績面積(km ²)	37.55	32.54	36.51	33.84	31.63	23.11	22.49	17.71	19.30	18.83	273.51	3,591.22
実績事業費(千円)	649,290	582,126	543,370	590,300	592,180	515,408	522,720	427,580	446,170	520,048	5,389,192	23,048,288



3 地籍調査事業事務処理手順

時期	事項	業務概要	関係機関			備考
			国	県	市	
6月	基準点の改測要望	翌年度に使用する四等三角点を調査し広域の成果不整合が起きている場合等は、県に要望調書を提出する		●		
	基準点の改測要望	県から国土地理院に改測要望協議	○			
8月	事業計画資料の作成(ヒアリング)	市の全体計画について見直しを行い、翌年度の実施計画に基づいた財源、実施体制等を検討する		●		翌年度実施地域における他の事業(ほ場整備事業等)との調整を図る
	予算要求資料の作成(ヒアリング)	翌年度計画書の作成 予算要求のための県協議と計画資料の作成(精度、縮尺、傾斜、筆数等の把握) 計画図、事業費算定簿の作成		●		調査地域は原則として地番区域とする
10月	予算ヒアリング	県から国へ予算要求資料を提出	○			
1月	予算要求資料の最終確認	予算要求資料の見直しを行う 計画図、地区別説明調書、事業費算定簿、作業別実施計画書の作成		●		実施面積は体制に見合うものとする
2月	予算要求(最終)	県から国へ提出	○			
3月	作業実施予定表の作成(一筆地調査準備)	調査地域について具体的な調査日程を立てる		●		地域の実情にあった計画を立てる
4月	調査図素図の作成	登記所備え付け地図、森林基本図等から作成		●		登記所備え付け地図により調査図を作成し、必要な事項を記入する
	地籍調査票の作成	地籍調査票に法務局の不動産登記簿から転記する		●		調査票は、毎筆の土地について、定められた様式に、不動産登記簿に基づいて記入し、作成する
	調査図一覧図の作成	土地登記簿及び登記所地図と地籍調査票及び調査図素図との照合、点検		●		
	PR及び協力依頼	広報誌等で地籍調査事業の趣旨を知らせる		●		地籍調査の意義、目的、内容を関係者に周知し、調査への協力を得よう努める
	地元説明会及び推進員の依頼	事業を円滑に進めるため、地区別に説明会を開催し、推進員を選任する		●		
	事業計画策定協議及び負担金交付申請	年度計画について、市と協議の上、国に申請する	○			
	国から計画の同意通知及び交付決定	県から申請した計画について同意及び負担金交付決定が通知される			○	
	事業計画の公表(事業実施の公示)	当該年度の事業計画を定め、公表する 実施市は、通常の公示方法により公示			○	県は事業計画を定めた旨をHPで公表するとともに各市に通知する

時期	事項	業務概要	関係機関			備考
			国	県	市	
7～ 翌年 2月	実施計画及び作業規程の届出	所定の様式により、必要事項を記載し届出を行う			● ←	
	現地調査の通知	一筆地調査の日程により土地所有者等（利害関係人、代理人）に現地立会いの通知をする			●	
	筆界杭・標札の設置				●	
	測量業者の選定・発注	三角測量、多角測量、細部測量の業者指名入札、契約			●	
7～ 翌年 3月	一筆地調査	調査実施予定表に従い、土地所有者等の立会いのもと、現地調査を実施する 現地調査の際、立会いが得られなかった場合は、後日改めて調査する 一筆地界が決まらない場合は、再調査する 現地調査の結果を調査図素図に記入して調査図を作成し、点検を行う			●	
	測量	図根三角点、図根多角点は、自ら選点に心掛ける 細部測量は、境界標示杭と調査図により行うので、調査図は、明確に仕上げる			●	
	検査	工程ごとに市検査を実施し、県検査の要請を行う			●	
次年度 6～ 10月	原図の作成	細部測量が完了した地籍図原図は、調査図と照合し、結線等を確認する			●	
	地積測定業者の選定・発注	地積（面積）測定、原図作成			●	
10～ 3月	地籍簿案の作成	地籍調査票・地積測定簿に基づいて、地籍簿用紙に必要事項を記入する			●	地籍簿作成要領により作成する
	閲覧の公告	地籍図・地籍簿の閲覧をする旨の公告をする			●	
	成果の閲覧	調査成果である地籍図・地籍簿を20日間一般の閲覧に供する			●	閲覧状況の記録をとり整理する
	誤り等の処理	誤り申出については、所定の手続きにより再調査する			●	
	認証請求	閲覧後、調査成果を県知事に送付し、認証請求を行う			● ←	認証：その成果が適正であることを認め公に証明すること
	認証承認申請	知事は、国に対し承認申請を行う			○ ←	
	認証の公告	知事は、国の承認後、成果を認証し、その旨公告する			○	
	成果の写しを登記所に送付	認証後、成果の写しを県知事の送付書とともに登記所に携行する 登記所は、地籍簿に基づいて登記簿の記載を改め、地籍図は登記所地図（不動産登記法第14条）として備え付ける			●	登記所から受領書を受け県知事に送付する
	成果の保管	地籍図原図は、市において適正に管理・保管する（県から市に保管を委託）			●	

(注) 時期については概ねの予定であり、年度により異なる場合がある。

市別地籍調査担当部署一覽

市名	部 課 名	係 名	TEL	FAX
下 関 市	都市整備部 都市計画課	地籍調査係	083-231-1298	083-231-4799
	菊川総合支所 建設農林課	建設・地籍係	083-287-4016	083-287-4024
	豊田総合支所 建設農林課	建設・地籍係	083-766-1054	083-766-2615
	豊北総合支所 建設農林水産課	建設・地籍係	083-782-1920	083-782-0193
宇 部 市	北部・農林振興部 地籍調査課	地籍調査係	0836-69-0025	0836-67-0830
山 口 市	都市整備部 地籍調査課	管理担当	083-973-2437	083-973-2431
		地籍第一担当	083-973-2433	
		地籍第二担当	083-956-0988	083-956-0115
萩 市	土木建築部 用地課	地籍調査係	0838-25-3586	0838-25-3138
防 府 市	産業振興部 農林漁港整備課	地籍調査室	0835-25-2339	0835-25-2108
下 松 市	経済部 地籍調査課	地籍調査係	0833-45-1842	0833-45-1849
岩 国 市	総務部 用地管財課	地図情報班	0827-29-5168	0827-21-3337
	錦総合支所 市民福祉課	地籍調査班	0827-72-2112	0827-72-2530
長 門 市	建設部 都市建設課	地籍係	0837-23-1153	0837-22-5155
美 祢 市	建設農林部 農林課	地籍調査室	0837-52-1115	0837-52-0387
周 南 市	都市整備部 都市政策課	地籍調査担当	0834-22-8406	0834-22-3707

〒753-8501 山口市滝町1番1号
 山口県総合企画部政策企画課
 土地・水資源対策班
 TEL : 083-933-2532
 FAX : 083-933-2088